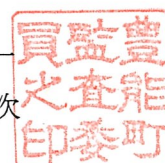


豊能町監査委員告示第1号

令和6年1月26日に受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査の結果を次のとおり公表します。

令和6年3月27日

豊能町監査委員 長浜 裕一
同 針原 祥次



記

第1 住民監査請求の請求人

豊能町住民12名

第2 住民監査請求の内容

住民監査請求の請求人が提出した豊能町職員措置請求書（以下「本請求書」という。）及び書類等に基づいてなされた住民監査請求（以下「本請求」という。）の趣旨は次のとおりである。

- 1 豊能町（以下「町」と略することがある。）では、令和4年6月豊能町議会定例会において、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」（以下「推進交付金」という。）や企業版ふるさと寄附金（以下「本寄附金」という。）を財源とする「豊能町スマートシティ事業」（以下「当該SC事業」という。）推進のための補正予算案が可決された。しかし、企業からの本寄附金について、当初予定していた総額1億9518万1千円のうち6千万円しか寄附されず、差額の1億3518万1千円の「穴」が空いた形になった。

- 2 寄附は、法的に言えば贈与契約（民法549条）であり、書面によらない贈与は履行前であれば解除できる（民法550条）。本件では、寄附者である株式会社OZ1（以下「OZ1」という。）が令和5年2月20日に1億4518万1000円についての寄附申出書を提出、その後同年3月31日に寄附金額を1000万円に減額する変更申出書を提出しているが、遅くとも、2月20日の寄附申出の後、速やかに町において適正な期限を切った納入通知書などの文書を発行するなどして、書面による承諾を行った形にしておけば、OZ1は、一方的に契約を解除できないので、予定していた寄附金額の贈与を受けることができた。
- 3 本件贈与契約の締結は、本来書面によるべきところ町において適正な書面（文書）を出さなかったという点において違法若しくは不当な契約の締結というべきである。
- 4 町において適正な書面（文書）を出すよう職員に指示しなかった点において、当時町長であった塩川恒敏氏（以下「塩川氏」という。）の責任というべきである。
- 5 OZ1が一方的に減額した寄附金相当額1億3518万1千円は町の損害ということになる。
- 6 令和4年8月31日に一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会（以下「CSPFC」という。）との間で「コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務」（以下「当該委託業務」という。）を業務委託料3億9036万2千円で締結した。翌9月1日付けでCSPFCから2億円の概算払請求書が提出され、町はこれを9月8日付けで支払った。この時点ではOZ1からは1円の寄附も実行されておらず、国庫補助金も支払われていない。当該事業には2億円の支払いに充当する財源があったとは考えられない。どのような予算充当の財政手続が行われたのか、当該事業にかかわる財政の公平性、透明性の確保という点からきわめて疑問である。

OZ1からの本寄附金が全く納入されていない段階で国庫補助金を上回る金額を正当な手続なしに概算払いとして支出したのであれば、違法性がきわめて強いと言わざるを得ない。

また、内閣府が「随意契約による場合は一般競争入札や指名競

争入札による場合に比べてより一層、手続きの公平性・透明性等にかかる説明責任を十分に果たす必要がある」としていることに対しても明確に違反しており、この点でも違法ないしは不当というべきである。

- 7 以上のことから、請求人は、豊能町長が塩川氏に対して、町の損害となった金1億3518万1千円を請求するよう求めたものである。

第3 本請求書の受理

本請求書は、令和6年1月26日に提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているため、令和6年2月7日に受理することを決定した。

第4 監査の実施

本請求書について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部局

総務部総合政策課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和6年2月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。また、同年3月4日に請求人から本請求書についての補正書の提出があった。

3 町関係職員の資料の提出及び陳述

本請求書に対する見解書及び提出資料を精査するとともに、令和6年2月26日に町関係職員に対する陳述の聴取を行い、事実の把握に努めた。また、同年3月13日に請求人の本請求書についての補正書に対する見解書の提出があり、同月14日に陳述の聴取を行った。

第5 町関係職員の見解書の要旨

町関係職員が提出した本請求書に対する見解書及び書類等により、見解の趣旨は次のとおりである。

- 1 当該事業は、推進交付金及び本寄附金を財源としていたことは事実であるが、本寄附金が当初予算どおり入金されないことで、直ちに当該事業における財源に「穴」が空いたわけではない。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）について、内閣府地方創生推進室から推進交付金により事業に取り組んでいる自治体については、町負担額の内、80%が臨時交付金として措置されることとなり、令和5年3月17日付けで交付決定があった。
- 3 総事業費3億9036万2千円のうち、推進交付金が1億9518万1千円（1/2）、臨時交付金が1億5614万5千円（町負担額1億9518万1千円の80%）となり、残りの3903万6千円についても寄附金（6000万円）の一部を充当したことで、財政調整基金等の一般財源を充当することはなかった。なお、3903万6千円については、本寄附金をふるさとづくり基金に積み立てたうえ、その一部を取り崩し、財源としたものである。
- 4 OZ1が令和5年2月20日付けで提出した1億4518万1千円についての寄附申出書は、当時、豊能町議会が、寄附金が当初予算どおり入金されないことを懸念し、前町長塩川氏に対し寄附の確実性を求めたことに対し、前町長塩川氏がOZ1に依頼し、提出されたものである。
- 5 寄附申出書が提出された際に納入通知書などの文書を交付するなど、受諾の意思を書面により表示することも可能であったと思われるが、OZ1に対する受諾は、口頭で意思表示しており、町とOZ1の間には1億4518万1千円の寄附に関する合意があり、町としての寄附金の債権は確定していると考えられる。OZ1から「寄附金を納めないとは言っていない。」「寄附金を納める意思はある。」といった発言が繰り返されていること、OZ1から提出された令和5年8月31日付け「豊能町スマートシティに関する見解書」の内容が、寄附を解除したものではないことを前提としていることから、町として、寄附金の債権は確定していると考えられる。

また、書面によらないことをもって、直ちに違法又は不当な契約であるとは言えず、請求人の主張する町としての損害は発生していないと考える。

- 6 O Z 1 が令和 5 年 3 月 3 1 日付けで提出した寄附変更書は、O Z 1 から、寄附金のうち 1 0 0 0 万円を入金する旨の連絡があり、町として入金するための手続について検討した結果、既に 1 億 4 5 1 8 万 1 千円の寄附申出書が提出されていたことから、変更書として処理することとなったもので、その処理の手続きに従い提出されたものである。
- 7 寄附変更書について、町として O Z 1 が寄附金を 1 億 4 5 1 8 万 1 千円から 1 0 0 0 万円に減額するものではないと認識しており、1 0 0 0 万円に減額することを承諾したものでない。
- 8 町の寄付金の収納手続については、寄附金の入金に合わせて、納入通知書の交付や調定等を行うこととしており、本寄附金についても、企業としての寄付金を入金する意思が明らかになった時点で納入通知書を交付することとしていた。
- 9 令和 4 年 9 月 1 日付けで C S P F C から 2 億円の概算払請求書が提出され、町がこれを 9 月 8 日付けで支払ったことについて、当該事業は、令和 4 年豊能町議会 6 月定例会議において、推進交付金と本寄附金を財源として予算措置し、当該事業に係る支払についてもその予算に基づき執行してきたところである。
法第 2 0 8 条第 2 項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これを充てなければならないとされている。これは、年度内の歳出は年度内の歳入によって賄うことを規定したものであり、歳出の執行にあたって、現に財源として充当する歳入が収納されていることまでを求めているものでなく、歳出に充当される財源の収納時期まで問われるものではない。したがって町が行う事業の支払に関しては、財源の収納の有無に関わらず、町が現に有する資金を元に行っているところである。
町としては、支払の時点で充当する財源の収納がないことをもって、支払を行ってはならないというものではないと考えており、O Z 1 に対する概算払いについて違法性はないと考える。
- 10 当該委託業務は、C S P F C と契約したものであり、O Z 1

が寄付を行うことの代償として経済的な利益を供与することにはあたらない。また、当該委託業務については、随意契約とすることの妥当性を示したうえ契約手続を行っていたもので、公平性や透明性に係る説明責任についても果たしていると考える。

第6 監査の結果

1 争点に対する判断・その1

請求人は、塩川氏が当初は本件委託契約の契約代金について、推進交付金及び本寄附金のみで賄い、町の一般財源からの支出はないと説明しておきながら、書面による贈与の効力を発生させるために適正な書面を出すなど町職員に対する指示を怠ったため、OZ1が一方的に減額した1億3518万1千円を町が取得できなかった旨主張するので、この点について塩川氏に財務会計上の違法又は不当となる点がないかを検討する。

まず、請求人は、OZ1からの寄附金を民法上の贈与と同一のものであると主張するが、そのような主張は採用できない。企業版ふるさと納税（正式名は「地方創生応援税制」）の制度は平成28年に内閣府主導で創設され、国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度であって、民法上の贈与とはその要件効果ともに異なるものというべきである。

つぎに、請求人においてOZ1が一方的に減額と主張する寄附金申出額の残額1億3518万1千円について、町としてはそのような寄附金の減額の申入れは受けていないとの認識であり、一方でOZ1から寄附金の減額を申出た事実ないし寄附金の残額を納付しない旨の明確な意思が表明された事実を確認できる資料は見当たらない。また、寄附金の納付に期限の定めはない。

したがって、町が令和4年度の会計年度内にOZ1から当初申出のあった寄附金全額の納付を受けていないことをもって、その差額1億3518万1千円を町の損害であると認定することは相当ではなく、請求人の主張には理由がない。なお、当初のOZ1からの寄附金申出額との差額1億3518万1千円を町の損害であると考えたとしても、OZ1が寄附金の減額を申出たもの

であると請求人が主張する書面（資料14、令和5年3月31日付け「企業版ふるさと納税変更書」）が町に提出されたのは、塩川氏が町長を退任した後であるから同人の違法行為あるいは過失を問うことはできない。

2 争点に対する判断・その2

- (1) 請求人は、塩川氏がOZ1からの寄附金が全く納入されていない段階で国庫補助金を上回る金額を正当な手続なしに本件委託契約の概算払いとして支出したこと、また、内閣府が「随意契約による場合は一般競争入札や指名競争入札による場合に比べてより一層、手続きの公平性・透明性等にかかる説明責任を十分に果たす必要がある」としていることに対しても明確に違反している旨主張するので、この点について塩川氏に財務会計上の違法又は不当となる点がないかを検討する。

(2) 財務会計上の違法行為

たしかに、本件委託契約における「概算払い条項」に基づく令和4年9月8日付け概算払いの2億円の支出命令がなされた時点では、推進交付金も寄附金も支払われていない。同年12月13日付の1億1200万円の支出命令と合わせると概算払いの限度額に近い多額の支払いが短期間になされていることになる。そこで、これらの支出命令について、財務会計上の違法又は不当な点がないかを検討する。

まず、町が令和4年8月31日に本件委託契約を締結している以上、塩川氏はCSPFCから概算払いの支払請求を受けると、当該契約が無効でない限り原則として支出命令を行わなければならない。なぜなら、原則として支出命令には原因行為である本件委託契約の違法性が承継されないからである。

ただし、原因行為である本件委託契約が無効でなくとも、本件委託契約を解除しうるような客観的事実があれば、本件委託契約を原因行為とする支出命令を行ってはならないことになる。このような考え方は、最高裁判所の平成20年1月18日判決・民集62巻1号1頁及び平成25年3月21日判決・民集67巻3号375頁において述べられているところである。塩川氏が、本件委託契約を解除しうるような客観的事実があるにもかかわらず

支出命令を行えば、それは財務会計上の違法行為と認定しうるのである。なお、本件委託契約について解除等を行う権限は町長である塩川氏が有していた。

そこで、本件委託契約について支出命令を行うべきではないような客観的事実が認められるかをさらに検討する。まず、OZ1が代表をしているCSPFCの財務状況が悪化していることを指摘できる。CSPFCが令和4年9月1日付けで町に提出した概算払請求書（資料4）には、「自己資金が乏しく、前払いを受けなければ事業展開ができない」との記載があることからCSPFCの財務状況が悪いことは明らかといえる。また、町関係職員から陳述の聴取によれば、CSPFCは令和5年2月以降になってやっと本件委託契約に基づく事業展開が行えるようになったとの事実が確認できる。そのうえ、塩川氏はCSPFCの財務状況（それは本件委託契約履行のために必要な経理的基礎である。）を事前に調査するよう指示していなかったばかりか、本件委託契約に基づく事業の進行状況をほとんど確認することなく、概算払いの限度額に近い3億1200万円の支出命令を行ったのである。

これらの客観的事実から判断するならば、塩川氏が町長としての適正な職務権限の行使を怠り、また、町職員に対する監督義務を怠っていたというべきである。もしも、塩川氏が支出命令に当たりこれらの注意義務を果たしていたならば、少なくとも3億1200万円の支出命令については延期することが容易であったと推測される。

そして、当該SC事業が、大阪府の一定の関与の下で行われ、全国の自治体に先駆けて行われたスマートシティ事業であるとの事情を考慮すれば、令和4年8月31日付けで本件委託契約が締結された直後の同年9月8日付けでなされた概算払い2億円の支出命令については、同事業開始のために必要な資金に充てる支出としてやむを得ないものであったと考えられるとしても、その後もCSPFCの財務状況等の調査を指示せず、また、当該SC事業の具体的な進捗状況を確認することなく漫然と概算払い請求に応じることは許されなかったというべきである。

したがって、令和4年12月13日付で行われた1億1200万円の支出命令は財務会計上違法な行為であると認定しうる。

なお、町関係職員からの説明によれば、当該SC事業がスタートしたのは令和4年9月であるが、実際にサービスが提供できるようになったのは令和5年2月末ないし3月初めであり、その実績も少ない。また、サービス提供の環境づくりが成果としてできたとの回答があるものの、町が3億1200万円もの支出をしておきながら、實際上、町に残されているのは200頁余りの推進交付金実績報告書と光風台中央公園の整備だけにすぎない。

(3) 塩川氏の過失と豊能町の損害

塩川氏が令和4年12月13日付で行った1億1200万円の支出命令が財務会計上違法な行為であるとしても、それについての塩川氏の過失及び町の損害については別途検討する必要がある。

塩川氏は、令和4年度の当該SC事業の費用は「国の交付金と企業版ふるさと納税」で賄い、豊能町の一般財源からの支出はないとして議会にて同事業の承認を得ていた。最終的には、当該SC事業費のうち9割が国からの推進交付金及び臨時交付金から支出され、残り1割（3903万6200円）を豊能町の一般財源から支出されることになった。

この3903万6200円の支出について、町の説明はOZ1から寄附された企業版ふるさと納税の寄附金を充当したものであるから、町に実害はないというものである。しかしながら、そもそもOZ1は寄附金について当該SC事業に充当することを指定していないし、寄附金は町の一般財源となることに鑑みても町の主張は採用できない。

塩川氏は、OZ1からの企業版ふるさと納税による寄附金を当該SC事業に充当するとのスキームを立てていたが、そのスキーム自体が臨時交付金（新型コロナ対策地方創生臨時交付金）の存在を認識せずに行ったものである。また、CSPFCとOZ1とは形式的には別の主体とはいえ、OZ1はCSPFCの代表であることから、OZ1から当該SC事業に充当すべく企業版ふるさと納税の寄附がなされることは「スマートシティ事業費の見返

り」との疑義を受けることになるといえる。さらに、OZ1が2億円近い企業版ふるさと納税による寄附金を納付するだけの業務実績と財務状況を有する企業であることを証する資料の提出はない。塩川氏は、これらの事情を事前に調査せずに安易に企業版ふるさと納税による寄附金によって当該SC事業を遂行しようとしたのである。このような塩川氏の職務執行には、町の行財政を代表すべき町長としての基本的な注意義務に違反した「過失」があるというべきである。

そのうえ、当該SC事業の実際の内容を見ても、当初予定していた8事業のうち5事業が令和5年度においてほぼ継続が困難であり、そのうえモビリティサービス事業では中古車があてがわれ、コンパクトスマートシティパーク事業の光風台中央公園整備工事については町外業者による杜撰な工事が行われるなど到底満足いく内容ではなかった。他方、事業費の約8割を占めるソフト経費による成果が実際にどのような形で町に還元されているのかは明らかでなく、町関係職員からの説明によれば、町独自の知的財産権として保護されているものはないとのことである。

さらに、本件委託契約の内容を精査するならば、当該SC事業において町が一般財源から支出した3903万6200円は、そもそも支出の必要すらなかったと評価されてもやむを得ないものであり、町の「損害」として認定せざるを得ない。

結局、塩川氏が行った1億1200万円の違法な支出命令のうち、現在その一部は国からの交付金によって填補されていることから、町には一般財源から支出した3903万6200円の限度で損害が発生していると解するのが相当である。

なお、町は将来的に令和6年度までの3年間は、当該SC事業を継続しなければならず、同事業が途中で頓挫すれば、最悪の事態として国から交付金の返還を求められる可能性も否定できない。そのような事態に陥るならば、町の損害はさらに増加することになる。塩川氏は町長を辞職したのち、このような負担増加の可能性を町に残したのであって、その責任は単なる政治的責任にとどまらず、今後とも町の財務会計行為の最終責任者としての法的責任は免れないというべきである。

3 結論

- (1) 監査委員兩名は請求人の主張に対し、慎重かつ厳正に合議した結果、町長は、塩川氏に対し、町の損害である3903万6200円についてその賠償請求を行うべきであるとの一致した結論に至った。

よって、監査委員兩名は、町長が塩川氏に対して本日から3か月以内に3903万6200円を請求するよう勧告する。

- (2) 監査請求の期間について補足する。法第242条第2項は、前項の規定による請求（住民監査請求）は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないと定めるが、正当な理由があるときはこの限りではないとしている。

請求人が本件住民監査請求に係る財務会計行為の違法又は不当について認識するようになったのは、令和5年6月以降、町に対して情報開示請求を行い、また、担当課職員からの聞き取りを行った後のことである。他方、町長による支出命令は町内部の手続であって一般的には町民に公表されるものではない。これらの事情に鑑みるならば、本件財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過してから本請求がなされたとしても、その請求には正当理由が認められると解される。

4 添付書面

事実関係の時系列表及び本請求に関して提出された資料の参照資料目録を、別紙のとおり添付する。

事実関係の時系列表（当該S C事業の主な経緯等）

1. 令和2年8月25日：「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」設立
“大阪モデル”のスマートシティの実現に向けた推進体制として、大阪府、府内43市町村、企業、大学、シビックテック等と連携して設立された。
2. 令和3年3月26日：「町とOZ1との包括連携協定」締結
包括的な連携のもとに相互に協力することで、豊能町内における地域の活性化、住民の生活の質を向上させるため、スマートシティの実現に向けた取り組みを推進することを目的とされた。
3. 令和3年8月10日：「CSPFC」設立（代表理事：江川将偉氏、OZ1代表取締役）
デジタルサービスを導入するにあたり、自治体課題のIT人材不足や予算不足を軽減する為に、各企業から提供されるコンパクトスマートシティプラットフォーム及びサービスの提供をおこない、技術・サービスに関する調査研究、ガイドラインの策定や標準化の検討、及び普及啓発をおこない、もって我が国のスマートシティ産業の発展と新規事業創造、そして国民生活の向上に寄与することを目的とする。
4. 令和4年6月16日：令和4年6月豊能町議会 補正予算可決（デジタル実装TYPE3、国庫補助率2/3）
5. 令和4年6月30日：デジタル田園都市構想推進交付金（以下「国交付金」という。）交付決定（デジタル実装TYPE2、国庫補助率1/2、交付金額：195,181,000円）
6. 令和4年8月31日：「当該委託業務」締結
発注者：豊能町長塩川氏、受注者：CSPFC代表理事江川氏
業務委託料：390,362,000円、履行期間：令和4年9月1日～令和5年3月31日
7. 令和4年9月8日：令和4年度委託業務概算払い（1回目）200,000,000円支出
8. 令和4年12月13日：令和4年度委託業務概算払い（2回目）112,000,000円支出
9. 令和4年12月22日：企業版ふるさと納税 寄付申出書提出
納入者：OZ1
寄付申出額：50,000,000円 収入
10. 令和5年2月20日：企業版ふるさと納税
寄付申出書提出者：OZ1
寄付申出額：145,181,000円（収入なし）
11. 令和5年3月31日：企業版ふるさと納税 変更書提出
変更前寄付申出額：145,181,000円（収入なし）
変更後寄附申出額：10,000,000円（収入）

変更書提出者：〇 Z 1

12. 令和5年3月31日 委託業務検査復命書（町）

検査年月日：令和5年3月31日

名称：委託業務

契約方法：随意契約

契約先：C S P F C

契約金額：390,362,000円

契約期間：令和4年9月1日～令和5年3月31日

契約年月日：令和4年8月31日

13. 令和5年4月3日 推進交付金実績報告書（豊能町長から大阪府知事に報告書提出）

事業タイプ：デジタル実装TYPE2

交付対象事業の名称：コンパクトスマートシティパーク事業

交付決定額：195,181,000円

交付充当経費：195,181,000円

不用額：0円

事業開始：令和4年9月、事業完了年月：令和5年3月

14. 令和5年4月27日 国推進交付金 195,181,000円（収入）

15. 令和5年5月15日 委託業務委託料 78,362,000円（支出）

16. 令和5年5月18日 令和5年5月豊能町議会 補正予算可決

事業数：8事業から3事業に修正可決

以上

資料目録（提出資料を基に作成）

(1) 事実証明書

- 資料1 第7号議案「令和4年度豊能町一般会計補正予算書」（町議会令和5年3月定例会議）
- 資料2 第27号議案「令和4年度豊能町一般会計補正予算書」（町議会令和4年6月定例会議）
- 資料3 コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務契約書（令和4年8月31日）
- 資料4 コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務に係る業務委託料概算払請求書（令和4年9月1日）
- 資料5 令和4年度コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務支出命令書（概算払1回目）（令和4年9月5日）
- 資料6 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附（企業版ふるさと納税）申出書（令和4年12月13日）
- 資料7 令和4年度歳入予算差引簿（令和5年7月6日）
- 資料8 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附（企業版ふるさと納税）申出書（令和5年2月20日）
- 資料9 令和4年度豊能町一般会計・特別会計決算審査意見書（令和5年8月21日、豊能監第10号）
- 資料10 コンパクトスマートシティパーク事業に係る企業版ふるさと納税について（令和5年4月7日、豊能秘第12号）
- 資料11 令和5年4月7日付け、豊能秘第12号（資料10）に対する回答書（令和5年4月19日）
- 資料12 コンパクトスマートシティパーク事業に係る企業版ふるさと納税について（令和5年4月27日、豊能秘第61号）
- 資料13 令和5年4月27日付け、豊能秘第61号（資料12）に対する回答書（令和5年5月15日）
- 資料14 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附（企業版ふるさと納税）変更書（令和5年3月31日）
- 資料15 情報開示決定通知書（令和6年2月9日、豊能総政第123号）※追加提出資料

(2) 陳述書（職員措置請求補充書）

ア 豊能町住民監査請求陳述書（請求人①）

イ 住民監査請求意見陳述（請求人②）

補足資料1 一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会作成資料の一部

補足資料2 豊能町のスマートシティに向けた取り組みについて（概要）

- 補足資料3 “スマートシティに向けたまちづくり”企業プレゼンテーションの開催について(令和3年6月1日、豊能ま第57号)
- 補足資料4 政策会議次第(令和3年6月14日)
- 補足資料5 情報通信技術利活用事業費補助金(地域デジタル基盤活用推進事業)実施要領
- 補足資料6 情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)実施概要
- 補足資料7 デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方負担の扱いについて)
- 補足資料8 総務省スマートシティ国庫補助事業(地域課題解決のためのスマートシティ推進事業補助金)申請に係る資料「コンパクトスマートシティ広域化とサービス拡充」
- 補足資料9 東洋経済オンライン記事
「弱自治体をぶんどる「過疎ビジネス」の実態」(令和5年12月6日)
「企業版ふるさと納税不正疑惑が持ち上がる自治体の幹部らが「関連資料はすべて破棄した」と証言する異常事態」(令和5年12月31日)
- 補足資料10 毎日新聞オンライン記事
「コモンエイジ・公共のかたち 夢の「デジタル農村」あり得ない現実 首相肝いり事業に暗雲」(令和5年12月30日)
「岸田首相の冷めた熱 繰り返される「失敗」の構図」(令和5年12月30日)
- 補足資料11 政策会議次第(令和5年1月30日)
- 補足資料12 政策会議次第(令和5年2月2日)

ウ 住民監査請求意見陳述書(請求人③)

- 資料1 デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイ)Q&A集 第2版の一部(令和4年12月7日)
- 資料2 ・企業版ふるさと納税ポータルサイト(ウェブサイトの一部)
・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第13版)〈認定申請編〉の一部(令和5年12月22日)
- 資料3 民法条文(第549及び第550条)
- 資料4 「企業版ふるさと納税とは?メリットや仕組み・法人税の控除額上限を解説」(ウェブサイトの一部)
- 資料5 「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説の一部(令和4年6月27日、内閣府地方創生推進事務局)
- 資料6 豊能町契約規則条文の一部
- 資料7 令和4年度コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務の契約締結起案書
- 資料8 株式会社OZ1との包括連携協定書締結起案書(令和3年3月17日)

- 資料9 豊能町と株式会社OZ1との包括連携協定書（令和3年3月26日）
- 資料10 コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務に係る業務委託契約料概算払請求書（令和4年9月1日）
- 資料11 株式会社OZ1及び一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会のウェブサイトの一部
- 資料12 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附（企業版ふるさと納税）申出書（令和5年2月20日）
- 資料13 大阪スマートシティパートナーズフォーラムプロジェクト成果発表会資料「豊能町コンパクトスマートシティプロジェクト（リトルエストニア）」

(3) 豊能町職員措置請求書についての補正書

(4) 町関係職員提出資料

ア 豊能町職員措置請求書に対する見解書

- 資料1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実績報告書の一部（令和5年10月6日、豊能行第249号）
- 資料2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額算定に係る地方負担額等の調査について（令和4年度第2回目）（依頼）の一部（令和4年12月26日、市振第1324号）

イ 豊能町職員措置請求書についての補正書に対する見解書

ウ デジタル田園都市国家構想推進交付金について（令和4年2月8日、内閣府地方創生推進室）

エ コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務見積書（令和4年8月25日）

オ 令和4年度コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務契約書（令和4年8月31日）及び同仕様書

カ 令和5年度コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務契約書（令和5年8月31日）及び同仕様書

キ デジタル田園都市国家構想推進交付金交付申請起案書（令和4年5月10日）

- ク デジタル田園都市国家構想推進交付金交付申請（再提出分）起案書（令和4年6月17日）
- ケ 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金収入調定伺（令和5年3月17日）
- コ 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（交付額変更分）収入調定伺（令和5年3月31日）
- サ 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金収入済通知書（令和5年3月3日）
- シ 令和4年度デジタル田園都市国家構想推進交付金納付書（収入証書）（令和5年4月27日）
- ス デジタル田園都市国家構想推進交付金実績報告書（令和5年4月3日、豊能ま第1号）
- セ 令和4年度支出負担行為兼振替命令書（ふるさとづくり基金）（令和5年3月28日）
- ソ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業地方負担額調（令和4年4月1日から令和4年11月30日までの交付決定等分）
- タ 令和4年豊能町議会6月定例会議会議録（第4号）（令和4年6月16日）
- チ 町長事務引継書（令和5年3月3日）
- ツ 豊能町スマートシティ事業について（令和6年2月29日）



豊能町職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2024年1月26日

豊能町監査委員 殿

豊能町長に関する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

1 概要

豊能町では、令和4年6月町議会定例会において、「デジタル田園都市国家構想事業交付金」や企業版ふるさと寄附金を財源とする、「豊能町スマートシティ事業」推進のための補正予算案が可決された。

しかし、特定財源である企業からの寄附金について、当初予定していた総額1億9518万1000円のうち6000万円しか寄附されず、差額の1億3518万1000円の「穴」が空いた形になった。

寄附は、法的に言えば贈与契約（民法549条）であり、書面によらない贈与は履行前であれば解除できる（民法550条）。本件では、寄附者である株式会社OZ1（以下「OZ1」という）が2023年2月20日に1億4518万1000円についての寄附申出書を提出、その後同年3月31日に寄附金額を1000万円に減額する変更申出書を提出しているが、遅くとも、2月20日の寄附申出の後、速やかに町において適正な期限を切った納入通知書などの文書を発行す

るなどして、書面による承諾を行った形にしておけば、予定していた寄附金額の贈与を受けることが出来たのであり、本件贈与契約の締結は、本来書面によるべきところ町において適正な書面（文書）を出さなかったという点において違法若しくは不当な契約の締結というべきであり、OZ1が一方的に減額した寄附金相当額1億3518万1000円は町の損害ということになる。

そして、「豊能町スマートシティ事業」が、前町長の塩川恒敏氏と寄附者のOZ1との関係性を基礎にしたものであって、塩川恒敏氏が、OZ1を軽信して「年度内までにご寄附いただけるとの理解をしている」などと軽率に考え、本来書面によるべきところ町において適正な書面（文書）を出すよう職員に指示しなかった点において、塩川恒敏氏の責任というべきである。

本請求は、OZ1が一方的に寄附金を減額し、町の損害となった1億3518万1000円について、その被った損害を補填するために必要な措置として、豊能町長が塩川恒敏氏に対して金1億3518万1000円を請求するよう求めるものである。

2 対象となる違法若しくは不当な契約の締結

OZ1が、豊能町に対して2023年2月20日に金1億4518万1000円の寄附申出を書面により行い、豊能町がそれを承諾する際（以下「本件寄附契約」という）、塩川恒敏氏が、寄附申出に対する承諾を書面によって行うべきところ、適正な書面（文書）による手続きを行うよう町職員に指示しなかったこと。

3 事実経過

(1) 「豊能町スマートシティ事業」推進のための補正予算

令和4年6月町議会定例会において、「デジタル田園都市国家構想事業交付金」や企業版ふるさと寄附金を財源とする、「豊能町スマートシティ事業」推進のための補正予算案が可決された（資料1 補正予算書（抄））。詳細は

以下の通り。

ア 歳入

(ア) (款) 16. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金として、デジタル田園都市国家構想推進交付金4億3102万5000円。

(イ) (款) 19. 寄附金 (項) 1. 寄附金として、ふるさと寄附金2億1560万3000円。

イ 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費として、政策推進事業に係る業務委託料として、6億4683万8000円(前記歳入の(ア)、(イ)を特定財源としたもの)。

なお、国による事業採択が当初申請したタイプ3ではなくタイプ2であったため、それにともない、事業費総額、「デジタル田園都市国家構想事業交付金」と企業版ふるさと寄附金との割合が変更されたことで、令和5年3月町議会定例会において、事業費総額を3億9036万2000円に、ふるさと寄附金を1億9518万1000円とする補正予算が可決された(資料2 令和5年3月補正予算書(抄))。

(2) CSPFCとの業務委託契約

令和4年8月31日、町は、一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会(以下「CSPFC」と称す)との間で「コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務」にかかる業務委託契約を業務委託料3億9036万2000円で締結し(資料3 契約書)、翌9月1日、CSPFCの概算払い請求に従い、町は2億円を概算払いした(資料4 概算払い請求書、資料5 支出命令書)。

(3) OZ1からの寄附

ア 2022年12月13日付で、OZ1から、町に対して「企業版ふるさと納税」にかかる5000万円の寄附の申し出があり、同月19日、

町に対して寄附金5000万円が入金された(資料6 寄附申出書、資料7 歳入差引簿)。

イ 2023年2月20日付で、OZ1から、町に対して「企業版ふるさと納税」にかかる1億4518万1000円についての寄附申出書を提出されたが(資料8 寄附申出書)、入金はされなかった。また、上記寄附申出に関して、適正な期限を切った納入通知書の発行などの適正な書面による手続きがなされていなかったようである(資料9 貴委員会の令和4年度一般会計特別会計決算審査意見書(抄))。

ウ 塩川恒敏町長(当時)は、2月から3月にかけて議員総会において、再三、「年度内までにご寄附いただけるとの理解をしている」「私が責任を取る」などと説明していた(資料10~資料13 現町長の問い合わせと前町長の回答)。

エ 同年3月31日に、OZ1は、町に対して寄附金額を1000万円に減額する変更申出書を提出し、同日町に対して寄附金1000万円が入金された(資料14 変更申出書、前記資料7)。

(4) 本件に関する現町長から前町長・塩川恒敏氏に対する問い合わせと塩川前町長からの回答

ア 令和5年4月7日、上浦登現町長から塩川恒敏氏に対して、OZ1からの寄附金のうち1億3518万1000円が入金されていないことに関する経緯や塩川恒敏氏の言明していた「責任」に関して質す問い合わせが行われた(前記資料10)。それに対して、同年4月19日付で塩川恒敏氏から回答書が出された(前記資料11)。

イ 令和5年4月27日、上浦登現町長から前町長・塩川恒敏氏に対して、再度、OZ1からの寄附金が入金されていないことなどに関する経緯や塩川恒敏氏の言明していた「責任」に関して質す問い合わせが行われた(前記資料12)。それに対して、同年5月15日付で塩川恒敏氏から回

答書が出された（前記資料13）。

4 本件寄附契約の締結にかかる違法性若しくは不当性

(1) 寄附は、法的に言えば贈与契約（民法549条）であり、書面によらない贈与は履行前であれば解除できる（民法550条）。

本件では、寄附者であるOZ1は、令和4年12月19日に5000万円の寄附金を町に入金し、令和5年2月20日に1億4518万1000円の寄附申出書を町に提出していたが、同年3月31日に寄附金額を1000万円に変更する変更書を提出するとともに同額の寄附金を町に入金した。このことは、1億4518万1000円の寄附（贈与）のうち、1000万円を除く部分についてOZ1が事後に解除したと評価出来る。

(2) 仮に、令和5年2月20日の寄附申出書の提出後、速やかに町において早期納付を可能とする適正な期限を切った納入通知書などの文書を発行するなどして、期限までに納入されなかった場合には催告できるような形にしておけば、爾後、OZ1としては一方的に寄附契約を解除出来ないの、豊能町としては予定していた寄附金額の贈与を受けることが出来たはずである。前記の通り、OZ1からの1億4518万1000円の寄附申出に関して、適正な納入通知書の発行がなされていなかったことは、貴委員会も令和4年度の一般会計特別会計決算審査において確認されたものと理解している（前記資料9）。

町において適正な期限を切った納入通知書などの文書を発行しなかったことは、総計予算主義に違反する違法なものである（前記資料9）。そして、本来書面によるべきところ町において適正な書面（文書）を出さなかったという点において、不当な契約の締結ともいうべきである。

(3) そうすると、OZ1が一方的に減額した寄附金相当額1億3518万1000円は町の損害ということになる。

そもそも、「豊能町スマートシティ事業」については、前町長・塩川恒敏氏

と寄附者の〇ＺＩとの関係性が基礎にあったもので、塩川恒敏氏が、「年度内までにご寄附いただけるとの理解をしている」などと軽率に考え、本来書面によるべきところ、町において書面（文書）を出すよう職員に指示しなかった点において、塩川恒敏氏の責任というべきである。

- (4) 会計年度独立の原則（地方自治法第208条第2項）及び総計予算主義の原則（同法第210条）に基づけば、本件事業にかかる財源としての寄附金は、町議会において本件事業にかかる予算について承認を受けた時点、あるいは遅くとも本件事業の業務委託契約締結と同時もしくは直ちに、早期納付を可能とする適正な納付期限を定めた納入通知書を寄附申出者に送付すべきものであった。にもかかわらず、前町長・塩川恒敏氏の寄附申出者に対する軽信によりこのことを怠り、担当職員にも指示しなかったことが今回の事態の根幹である。その後、寄附申出者への軽信を改めず、寄附申し出者の行為に任せて、職員に事務を進めたさせたのであるが、それらの事務についても今回の事態に至った原因となった点につき指摘する。
- (5) 貴委員会も、令和4年度の一般会計特別会計決算審査においてこの寄附金の未収問題については「不祥事」などと指摘しているところであり、本件寄附契約の経緯に問題があるという認識は請求者らと問題意識を共有出来ているものと考えている。

5 結論

よって、私たち請求者は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、豊能町監査委員に対して、豊能町長が塩川恒敏氏に対して金1億3518万1000円を請求するよう求めることを求め、住民監査請求をする。

第2 請求者

別紙請求者目録のとおり



豊能町監査委員 様

令和6年2月19日

豊能町長 上 浦 登

豊能町職員措置請求書に対する見解書

2024年1月26日付け豊能町職員措置請求書に対する本町の見解は次のとおりです。

第1 請求の要旨に対する認否

1 「概要」について

(1) 第1段落は認める。

(2) 第2段落中、「差額の1億3518万1000円の「穴」が空いた形になった。」との部分は否認し、その余は認める。

請求人は、「当初予定していた総額1億9518万1000円のうち6000万円しか寄附されず、差額の1億3518万1000円の「穴」が空いた形になった。」としている。

しかしながら、豊能町スマートシティ事業は、デジタル田園都市国家構想推進交付金（以下「推進交付金」という。）及び企業版ふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）を財源としていたことは事実であるが、寄附金が当初予算どおり入金されないことで、直ちに当該事業における財源に「穴」が空いたわけではない。

当該事業に関しては、令和5年2月15日付けで内閣府地方創生推進室から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）に係る交付限度額（国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額）の見込額の通知があり、推進交付金により事業に取り組んでいる自治体については、その負担額の80%が臨時交付金として措置されることとなり、同年3月17日付けで交付決定があったところである。

そのため、総事業費390,362千円のうち、推進交付金が195,181千円（1/2）、臨時交付金が156,145千円（町負担額195,181千円の80%）となり、残りの39,036千円についても、寄附金（60,000千円）の一部を充当したことで、財政調整基金等の一般財源を充当することはなかった。

なお、39,036千円については、寄附金をふるさとづくり基金に積み立てたうえ、その一部を取り崩し、財源として充当したものである。

- (3) 第3段落中、「遅くとも、2月20日の寄附申出の後、速やかに町において適正な期限を切った納入通知書などの文書を発行するなどして、・・・OZ1が一方向的に減額した寄附金相当額1億3518万1000円は町の損害ということになる。」との部分は否認し、その余は認める。

確かに、令和5年2月20日付けで、株式会社OZ1（以下「OZ1」という。）から145,181千円についての寄附申出書が提出された際に、納入通知書などの文書を交付するなど、受諾の意思を書面により表示することも可能であったと思われるが、OZ1に対する受諾の意思は口頭で表示しており、書面によらないことをもって、直ちに違法若しくは不当な契約であるとは言えず、請求人の主張する町としての損害は発生していないと考える。

なお、OZ1が令和5年3月31日付けで提出した寄附変更書について、町として、OZ1が寄附金を145,181千円から10,000千円に減額する意思をもって提出したものではないと認識しており、寄附金を10,000千円に減額することを承諾したものでもない。

- (4) 第4段落中、「「豊能町スマートシティ事業」が、前町長の塩川恒敏氏と寄附者のOZ1との関係性を基礎にしたものであって、塩川恒敏氏が、OZ1を軽信して「年度内までにご寄附いただけるとの理解をしている」などと軽率に考え」との部分は不知とし、その余は否認する。

- (5) 第5段落は否認する。

OZ1が令和5年3月31日付けで提出した寄附変更書について、町として、OZ1が寄附金を145,181千円から10,000千円に減額する意思をもって提出したものではないと認識しており、寄附金を10,000千円に減額することを承諾したものでもない。したがって、請求人の主張する町としての損害は発生していないと考える。

2 「対象となる違法若しくは不当な契約の締結」について

2の記載内容は、否認する。

書面による手続きは行っていないが、OZ1に対する受諾の意思は口頭で表示しており、書面によらないことをもって直ちに違法若しくは不当な契約であるとは言えないと考える。

3 「事実経過」について

- (1) 「豊能町スマートシティ事業」推進のための補正予算

「ア 歳入（ア）デジタル田園都市国家構想推進交付金4億3102万5000円」

の部分及び「イ 歳出 政策推進事業に係る業務委託料として、6億4683万8000円」の部分は否認し、その余は認める。

令和4年6月町議会定例会における補正予算の詳細のうち、歳入のデジタル田園都市国家構想推進交付金は、4億3120万5000円である。また、歳出の政策推進事業に係る業務委託料は、6億4680万8000円である。

なお、令和5年3月町議会定例会において、事業費総額を3億9036万2000円として、歳入のデジタル田園都市国家構想推進交付金を1億9518万1000円、企業版ふるさと寄附金を1億9518万1000円とする補正予算が可決されたが、これは、事業をTYPE3からTYPE2に変更したことで、事業費を減額するとともに、推進交付金の補助率が3分の2（TYPE3）から2分の1（TYPE2）となったことによるものである。

(2) CSPFCとの業務委託契約

(2) の記載内容は認める。

(3) OZ1からの寄附

「エ 同年3月31日に、OZ1は、町に対して寄附金額を1000万円に減額する変更申請書を提出し」との部分は否認し、その余は認める。

OZ1が令和5年3月31日付けで提出した寄附変更書について、町として、OZ1が寄附金を145,181千円から10,000千円に減額する意思をもって提出したのではないと認識しており、寄附金を10,000千円に減額することを承諾したものでない。

なお、町においては、寄附を受ける際、寄附金の入金に合わせて、納入通知書の交付や調定等を行っており、申出者に対し、事前に期限を切った納入通知書を交付するといった手続きとはなっていない。

(4) 本件に関する現町長から前町長・塩川恒敏氏に対する問い合わせと塩川前町長からの回答

(4) の記載内容は認める。

4 「本件寄附契約の締結にかかる違法性若しくは不当性」について

(1) の第1段落は認め、第2段落中、「同年3月31日に寄附金額を1000万円に変更する変更書を提出するとともに同額の寄附金を町に入金した。このことは、1億4518万1000円の寄附（贈与）のうち、1000万円を除く部分についてOZ1が事後に解除したと評価できる」との部分は否認し、その余は認める。

OZ1が令和5年3月31日付けで提出した寄附変更書について、町として、OZ1

が寄附金を145,181千円から10,000千円に減額する意思をもって提出した
ものではないと認識しており、寄附金を10,000千円に減額することを承諾したも
のでもない。

したがって、町として、OZ1が当該寄附変更書により、145,181千円の寄附
のうち10,000千円を除く金額について寄附の解除を申し出たとは認識しておら
ず、その解除を承諾したわけでもない。

(2) の第1段落中、前段の部分は否認し、その余は認める。

確かに、令和5年2月20日付けで、OZ1から145,181千円についての寄附
申出書が提出された際に、納入通知書などの文書を交付するなど、受諾の意思を書面
により表示することも可能であったと思われるが、受諾の意思は口頭で表示しており、書
面によらないことをもって、直ちに違法若しくは不当な契約であるとは言えないと考
える。

OZ1が令和5年3月31日付けで提出した寄附変更書について、町としては、OZ
1が寄附金を145,181千円から10,000千円に減額する意思をもって提出し
たものではなく、それにより145,181千円のうち10,000千円を除く金額に
ついて寄附の解除を申し出たわけでもないと認識している。また、その際、町としても、
寄附金の減額やその解除について承諾したわけではない。

(2) の第2段落は否認する。

確かに、令和5年2月20日付けで、OZ1から145,181千円についての寄附
申出書が提出された際に、納入通知書などの文書を交付するなど、受諾の意思を書面
により表示することも可能であったと思われるが、受諾の意思は口頭で表示しており、書
面によらないことをもって、直ちに違法若しくは不当な契約であるとは言えないと考
える。

(3) の第1段落は否認する。

OZ1が令和5年3月31日付けで提出した寄附変更書について、町として、OZ1
が寄附金を145,181千円から10,000千円に減額する意思をもって提出した
ものではないと認識しており、寄附金を10,000千円に減額することを承諾したも
のでもない。したがって、請求人の主張する町としての損害は発生していないと考える。

(3) の第2段落中、「「豊能町スマートシティ事業」については、前町長・塩川恒敏氏と
寄附者のOZ1との関係性が基礎にあったもので、塩川恒敏氏が、「年度内までにご寄
附いただけるとの理解をしている」などと軽率に考え」との部分は不知とし、その余は
否認する。

(4) の後段中、「前町長・塩川恒敏氏の寄附申出者に対する軽信により」との部分及び「その後、寄附申出者への軽信を改めず」との部分は不知とし、その余は否認する。

確かに、予算について承認を受けた時点、あるいは業務委託契約締結の際に、納入通知書などの文書を交付することも可能であったと思われるが、受諾の意思は口頭で表示しており、書面によらないことをもって、直ちに違法若しくは不当な契約であるとは言えないと考える。

第2 請求の理由に対する答弁

(1) 令和5年2月20日付け寄附申出書について

当該寄附申出書は、当時、豊能町議会が、寄附金が当初予算どおり入金されないことを懸念し、塩川前町長に対し寄附の確実性を求めたことに対し、塩川前町長が〇Z1の江川氏に依頼し、提出されたものである。

(2) 令和5年3月31日付け寄附変更書について

当該寄附変更書は、年度末を迎えるにあたり、〇Z1から、寄附金のうち10,000千円を入金する旨の連絡があり、町として入金するための手続きについて検討した結果、既に145,181千円の寄附申出書が提出されていたことから、変更書として処理することとなったもので、その処理の手続きに従い提出されたものである。

(3) 町の寄附金の収納手続きについて

町における歳入の収納に関しては、あらかじめ納付額等の内容について調定を行い、納入通知書を納入義務者に交付し、期限を定めて納入を請求するといった手続きとなっている。

一方、寄附金に関しては、寄附金の入金に合わせて、納入通知書の交付や調定等を行うこととしており、他の歳入と異なる手続きとなっている。

企業版ふるさと寄附金についても、企業としての寄附金を入金する意思が明らかになった時点で納入通知書を交付することとしていた。

(4) 町の主張について

〇Z1は、令和5年2月20日付けで145,181千円の寄附申出書を提出し、町としても、寄附申出書が提出される過程や年度末までの打合せや協議において、〇Z1に対し受諾の意思を口頭で表示していることから、町と〇Z1の間には145,181千円の寄附に関する合意があり、町として寄附金の債権は確定していると考えられる。

また、その後、〇Z1は、同年3月31日付けで寄附金を10,000千円とする寄附変更書を提出しているが、(2)で述べたとおり、当該寄附変更書は、10,000

千円を寄附するうえで手続きの一環として提出されたもので、町として、OZ1が寄附金の減額を意図して提出したのではなく、それにより寄附の解除を申し出たものでもないことを認識しており、当該寄附変更書が提出されたことをもって、減額を承諾したのではなく、寄附が解除されたとは認識していない。

請求人は、寄附の申し出に対し、適正な期限を切った納入通知書の発行などの適正な書面による手続きがなされておらず、贈与契約の締結は、本来書面によるべきところ町において適正な書面を出さなかったことが違法若しくは不当な契約の締結というべきであるとしている。

確かに、町における寄附金の収納手続きに関しては、(3)で述べたとおり、現実の寄附金の授受に合わせて、納入通知書の交付や調定等を行っており、請求人の主張するような手続きとはなっていない。

一般に、寄附金債権は、寄附金の申し出に対する受諾の意思が相手方に到達したときに債権として確定し、寄附金を受ける場合には、受諾の意思を相手方に表示するだけで寄附金債権が発生するとされているが、町としては、承諾の意思表示について、書面によることまで求められるものではないと考えており、145,181千円の寄附の申出に関しては、口頭により受諾の意思を表示し当該寄附について合意していること、また、10,000千円の寄附変更書については、それにより減額を合意したのではないことから、町としては、145,181千円から10,000千円を除く金額の寄附金に関する債権を有しており、損害は発生していないと考える。

また、これまでのOZ1との打ち合わせや協議において、OZ1から「寄附金を納めないとは言っていない」「寄附金を納める意思はある」といった発言が繰り返されていること、OZ1から提出された令和5年8月31日付け「豊能町スマートシティ推進に関する見解書（以下「見解書」という。）」の内容が、寄附を解除したのではないことを前提としていることから、町として、寄附金の債権は確定していると考えます。

なお、豊能町スマートシティ事業は、令和4年6月議会で、デジタル田園都市国家構想推進交付金及び企業版ふるさと寄附金を財源として予算化していたが、その後、さらに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されることとなったことで、総事業費390,362千円の財源のうち、推進交付金が195,181千円(1/2)、臨時交付金が156,145千円(町負担額195,181千円の80%)、寄附金が39,036千円となったもので、当該事業について財源に不足が生じることはなかったものである。

第3 請求人の措置の内容に対する見解

スマートシティ事業については、令和4年6月議会の補正予算で事業費を予算化し、年度末までの限られた期間で、8つのサービスを構築し運用を開始することとしていた。

また、その際、スマートシティ事業は規模が大きく、町の負担も高額となるため、町の

負担を伴うことなく事業に取り組むことを方針としていたことから、〇Ｚ１の申し出を踏まえ、企業版ふるさと寄附金を財源とし取り組むこととなったものである。

その後、〇Ｚ１からは、令和４年１２月１９日に５０，０００千円、令和５年３月３１日に１０，０００千円の入金があったものの、残りの１３５，１８１千円については、未だ入金されない状況が続いているが、見解書によると、塩川前町長から相談を受け、令和５年２月２０日付けで寄附申出書を提出したが、寄附の入金に関しては事業継続が必要条件であるとされており、〇Ｚ１からは、寄附を入金するうえで、国の補助金を活用した事業の継続や拡充が求められているところである。

塩川前町長は退任にあたり、新たに就任した上浦町長に対し、その引き継ぎの中で、国の補助金を活用した事業の継続の必要性を伝えていたようであるが、上浦町長としては、事業を継続する際の町の負担額が明確にされていないこと、８つのサービスの検証が十分でないこと、補助金の活用によりさらに事業が拡大するおそれがあることから、８つのサービスの検証を優先することとしたものである。

なお、年度末までに構築した８つのサービスに関しては、企業版ふるさと寄附金の問題と併せ、議会から厳しい意見をいただいております、町としても、〇Ｚ１から寄附を入金するうえで求められている事業の継続や拡充に取り組むことは困難な状況となっていた。

こうしたことから、〇Ｚ１からの寄附が当初予算どおり入金されない状況が続いているが、町としては、〇Ｚ１が見解とする、事業継続に取り組むことを前提とした寄附の入金については関知しないものであり、〇Ｚ１の見解に対する町の考えについては、議会のスマートシティ特別委員会で示した「スマートシティ推進に関する見解について」に記載のとおりである。

豊能町スマートシティ事業に関しては、企業版ふるさと寄附金を財源として予算化していたが、その際、寄附申出書の提出や納入通知書の交付等、〇Ｚ１から何らかの担保を得ておくことがより適切であったと考えており、このことは、議会からも指摘されているところである。

町としては、引き続き、〇Ｚ１に対し、当初予算どおり寄附金の入金を求めていくとともに、今後こうした事態を二度と繰り返さないよう再発防止策を講じていくものである。

提出資料

(1) スマートシティ推進事業の財源内訳

資料1 令和5年10月6日付、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
実績報告書資料抜粋（大阪府報告）

3枚

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方負担額80%充当資料

資料2 令和4年12月26日付、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付
金の交付限度額算定に係る地方負担額等の調査資料抜粋（大阪府調査）

3枚



豊能町監査委員 殿

豊能町職員措置請求書についての補正書

2024年3月4日

2024年1月26日付提出の豊能町職員措置請求書について、以下の通り補正します。

「4 本件寄附契約の締結にかかる違法性若しくは不当性」の（5）に続いて、（6）として以下を追加します。

「3 事実経過 (2) CSPFC との業務委託契約」で述べたように、2022年9月1日付で CSPFC から2億円の概算払請求書が提出され、町はこれを9月8日付で支払った。この概算払い請求の時点では、(株)OZ1からは1円の寄付も実行されておらず、また国庫補助金も支払われておらず、本事業には2億円の支払いに充当する財源があったとは考えられない。この概算払請求に充当する資金がどのように調達されたのか、仮に財政調整基金あるいはふるさとづくり基金などから充当したとすれば、いったん一般財源に繰り入れる必要があり、その場合は議会の議決が必要なはずである。しかし、そうした手続が取られた形跡はない。また、仮に一時借入金として充当した場合も、財源の裏付けなしの借入れとなり、しかも半年以上の長期にわたる借入れとなって、歳入と歳出の時間差を補う通常の一時借入れとは全く異なるものである。これは2回目である同年12月6日概算払請求書、同年12月13日の支払いについても同様である

豊能町財務規則は「第1章 総則及び第4章 支出」で、支出に関して正確かつ厳密に執行するよう様々に定められている。第12条（歳出予算の配当）では、支出予算が担当課に充当される手続きが示されている。これら CSPFC から出された請求に対して、特に第1回目の概算払請求がなされた9月1日から町が支払った9月8日までの間にどのような予算充当の財政手続きが行われたのか、本事業にかかわる財政の公平性、透明性の確保という点からきわめて疑問である。仮に国庫補助金は事業完了とともに確実に歳入として確保されると考えたとしても、(株)OZ1からの寄附金が全く納入されていない段階で、国庫補助金をも上回る金額を正当な手続なしに概算払いとして支出したのであれば、違法性がきわめて強いと言わざるを得ない。

また、内閣府が「随意契約による場合は一般競争入札や指名競争入札による場合に比べてより一層、手続きの公平性・透明性等にかかる説明責任を十分に果たす必要がある」としていることに対しても明確に違反しており、この点でも違法ないしは不当というべきである。こうした違法性を含む概算払いが寄附金納入に先立って行われたことも、(株)OZ1からの寄附金未納の要因の一つであったと考えられる。



令和6年3月13日

豊能町監査委員 様

豊能町長 上浦 登

豊能町職員措置請求書についての補正書に対する見解書

2024年3月4日付け豊能町職員措置請求書についての補正書に対する本町の見解は次のとおりです。

(1) 令和4年9月1日付けでCSPFCから2億円の概算払請求書が提出され、町がこれを9月8日付けで支払っていることについて、その際、支払いに充当する財源があったとは考えられず、また、予算充当の財政手続きも行われておらず、(株)OZ1からの寄附金が全く納入されていない段階で、国庫補助金を上回る金額を正当な手続きなしに概算払いとして支出したのであれば、違法性がきわめて強いと言わざるを得ないなどと主張していることについて

今回の措置請求の対象である豊能町スマートシティ事業については、令和4年6月議会においてデジタル田園都市国家構想推進交付金と企業版ふるさと寄附金を財源として予算措置し、これまで行ってきたものであり、当該事業に係る支払いについてもその予算に基づき執行してきたところである。

地方公共団体の会計年度については、地方自治法第208条第1項で、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとしてされており、また、同法第2項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされている。

これは、年度内の歳出は年度内の歳入によって賄うことを規定したものであり、歳出の執行にあたって、現に財源として充当する歳入が収納されていることまで求めているものでなく、歳出に充当される財源の収納時期まで問われるものではない。

したがって、町が行う事業の支払いに係る財源についても、支払いを行う際に、現に収納されていることまで求められるものではなく、支払いに関しては、財源の収納の有無に関わらず、町が現に有する資金を元に行っているところである。

また、支払いの方法に関しては、地方自治法第232条の4に定められており、支出にあたっては、次の諸点に着眼して審査を行うこととされている。

- ① 歳出の会計年度所属区分及び予算に誤りがないか。
- ② 予算の目的に反しないか。

- ③ 予算額及び予算配当額を超過しないか。
- ④ 金額の算定に誤りがないか。
- ⑤ 契約締結方法等は適法であるか。
- ⑥ 支払方法及び支払時期が適法であるか。
- ⑦ 法令その他に違反しないか。

これを受け、本町では、支出の方法について、豊能町財務規則第41条で次のように定めているが、支払いにあたって、財源の収納の確認まで求められるものではなく、財源の収納の有無に関わらず、請求に応じ支払いを行っているところである。

(支出命令)

第41条 各課等の長は、支出を要するときは、法令、契約等の定めに従っていないか、予算の目的に反していないか、配当を受けた歳出予算の額を超過することがないか、会計年度、支出金額及び支出科目を誤っていないか、債権者を誤っていないか、請求書その他の証拠書類は完備しているか等を調査し、歳出予算差引簿を確認したうえで、支出命令書（第38号様式）または支出負担行為併用兼支出命令書により緊急の場合を除き、支払期限の5日前までにこれを行わなければならない。

以上のことから、町としては、支払いの時点で充当する財源がないことをもって、支払いを行ってはならないというものでないと考えており、(株)OZ1に対する概算払いについて違法性はないと考える。

(2) 内閣府が「随意契約による場合は一般競争入札や指名競争入札による場合に比べてより一層、手続きの公平性・透明性等にかかる説明責任を十分に果たす必要がある」として、いることに対しても明確に違反していることについて

コンパクトスマートシティパーク事業実施委託業務は、一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会と契約したものであり、株式会社OZ1が寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することにはあらず、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するものでないことは、令和6年2月26日に行われた関係職員の意見陳述において申し述べたとおりであり、また、当該委託業務については、随意契約とすることの妥当性を示したうえ契約手続きを行っていたもので、公平性や透明性等に係る説明責任についても果たしていると考えられる。